

国立市手話言語条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 手話言語への理解及び手話言語の普及に関する基本理念並びに市の責務及び手話言語に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、ろう者、中途失聴者、難聴者等の市民が、手話言語を使用しやすい環境を構築し、もって相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を図るため、条例を制定するものである。

国立市手話言語条例案

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の表現や文法体系を持つ言語である。この手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが、過去においては、聞こえる人と同じように声を出せるよう発音及び発語を身に付ける教育方法が行われ、手話の使用が制限された時代もあった。

近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話言語が音声言語と対等な言語として位置付けられた。国立市においても、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」が制定されたものの、いまだ手話言語に対する理解及び手話言語の普及についての取組並びに意思疎通手段についての選択の機会の確保は、十分とはいえない。

そこで、国立市は、「手話は言語」であるとの認識の下に、手話言語に関する施策を推進し、全ての市民がお互いに理解し、共感し合い、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語が言語であって、音声言語と対等であるとの認識に基づき、手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関する基本理念並びに手話言語に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、ろう者、中途失聴者、難聴者その他の手話言語を必要とする市民（以下「手話言語を必要とする市民」という。）が手話言語を使用しやすい環境を構築し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「手話言語」とは、手及び指、体の動き、顔の表情等を組み合わせて視覚的に表現する言語であって、独自の文法体系を持つものをいう。

(基本理念)

第 3 条 手話言語に対する理解及び手話言語の普及は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 手話言語は、生活を営むために使用されている言語であって、豊かな人間性を育み、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- (2) 手話言語を必要とする市民が手話言語により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（次条において単に「基本理念」という。）にのっとり、第 6 条に規定する推進方針に基づき手話言語に関する施策を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の役割)

第 5 条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の推進方針)

第 6 条 市は、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

2 推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関すること。
- (2) 手話言語による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話言語による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話言語を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 手話通訳者その他の手話による会話ができる者の確保及びその活動環境等の充実に関すること。
- (6) 災害時における迅速な手話言語による情報の発信に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項

3 推進方針は、市が定めるしょうがいしゃのための施策に関する基本的な計画との調和が保たれなければならない。

4 市は、推進方針の策定に当たっては、手話言語を必要とする市民、手話通訳者その他関係者の意見を聴かななければならない。

（委 任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。